

○美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成 16 年 11 月 1 日

規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 16 年美里町条例第 70 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書の提出等)

第 2 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 2 条第 1 号に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他町長が必要と認める書類

(指定の通知)

第 3 条 町長は、指定の可否について決定したときは、指定決定(却下)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(審議会)

第 4 条 条例第 10 条に規定する審議会は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 審議会に会長及び副会長を置く。会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(2) 会長、副会長は、委員の互選とする。

(3) 委員の任期は、公の施設の指定管理者の指定を行うまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(1) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(2) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(3) 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(4) 委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にあるものが申請者の役員等に就任している場合、その他、委員選任後に申請者との利害関係が確認された場合は、当該委員は当該施設の審査に参加できない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第 5 条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第 3 条、次条及び様式の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」とする。

(その他)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中央町自立生活訓練施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 16 年中央町規則第 1 号)又は中央町やすらぎ交流体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 16 年中央町教育委員会規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 27 年 11 月 25 日規則第 14 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の際、現に条例第 10 条第 3 項の規定により委嘱された委員の任期については、平成 27 年 11 月 30 日までとする。